

JA全中経対発2号
平成15年 4月16日

企業会計基準委員会
委員長 齋藤 静樹 殿

全国農業協同組合中央会

「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討
状況の整理」に関する意見

固定資産の減損に係る会計基準については、投資者に的確な情報を提供するとともに、会計基準の国際的調和を図るなどの観点から固定資産の減損に係る会計基準を設定することが必要であるとの認識で設定されたもので（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」平成14年8月9日・企業会計審議会、以下「減損会計基準」という。）、当該基準は、基本的には証券取引法適用の上場会社を対象とするものであると理解しています。

貴委員会は、民間主導による会計基準の設定を目的に欧米の会計基準設定主体に模して設置され、そこで設定される基準は、欧米と同様、企業形態を問わず適用すべき基準たることをめざしているようにもうかがえます。しかし、欧米においてもすべての法人・団体に対して法的拘束力をもつ会計基準が存在するわけでもなく、基本的には公開会社を主体とする基準であって中小会社等が一律に会計基準設定主体が定めた基準が適用されているわけではないと理解しています。

わが国においても、中小企業の実体に即した規制が必要であるとの観点から、中小企業のための新しい会計基準を作るために、中小企業庁は「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表し（2002年6月28日）、これを踏まえ日本税理士連合会は中小会社に対する会計処理の基本的な指針となる「中小会社会計基準」を策定・公表（平成14年12月19日）したところですが、これについてもダブル・スタンダードとの批判を招かないためには、本来的には貴委員会において検討されるべきで各個別の会計基準のなかでもその位置づけを明確にすることが必要ではないかと考えます。

ところで、企業会計審議会の減損会計基準および貴委員会の「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」（以下、「適用指針」という。）は、そもそも資本市場の国際化のもとにおける会計基準の国際的調和を図る観点からすると公開企業を前提に考えられいると思われますが、協同組合の会計にあっては、その構成員であると同時に利用者でもある組合員に有益・有効な情報を開示することに主たる目的があり、証券取引法の規定の適用を受けない中小会社と同様、証券取引法における複雑で手数のかかる会計基準を強制することは過度な負担となるばかりでなく、協同組合にあっては、市場に

おける投資家保護のための情報開示とはその本質において異なる性格を有しています。

わが国の社会的風土も手伝って、この度の固定資産の減損会計基準については、新聞論調等によって一般にすべての法人に義務付けられるかのように理解されていますが、固定資産の減損に係る会計基準の考え方は、下記のとおり協同組合にとっては馴染まず違和感が多いものとなっており、貴委員会において、証券取引法の枠組みの中で会計基準を作成していくことを現実的に念頭におかれているのであれば、その適用指針を公表するに際しては、具体的な適用の範囲はもとより、仮にすべての法人を対象として公表するのであれば法人の特質等に配慮した簡便な代替的处理につき整理をしていただきたい。

記

1. 減損の認識

農業協同組合等における固定資産の減損については、農業協同組合法、具体的には「農業協同組合及び農業協同組合連合会の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに計算に関する省令」（平成10年農林水産省令第22号）第77条に「予測することができない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない」旨の定めを置いており、これは商法施行規則第29条と同一の内容となっています。

ここでは、何らかの減損損失が将来に向かって永久的に生じているか蓋然的事由によりそれと同等の資産の価値の毀損が生じその帳簿価額が回収できない可能性が客観的である場合に限定されており、収益性を基準に減損を認識する考えは採用されていないと理解しています。

減損額の測定に関連して、適用指針の第80項に「回収可能価額は、資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値とのいずれか高い方の金額であり、正味売却価額が使用価値よりも高い場合、企業は資産又は資産グループを既に売却していると考えられる」とありますが、これはまさに固定資産の減損会計を貫く株式会社特有の考えであって、組合員は投資を目的に組合に出資しているわけではなく、それは事業を利用するためであって、組合員の事業または生活を助成する目的をもって行われる協同組合の事業用の資産について減損会計に係る会計基準の考え方は少なくとも成り立たず、馴染みません。

したがって、将来の用途が定まっていない遊休資産はともかくとして事業用資産または資産グループについては、新たな減損会計の基準を適用することは少なくとも妥当性を欠くものです。

2. 会計目的と事務負担

資産又は資産グループの単位の設定ならび減損の認識および減損額の測定の手法は、複雑であって加重的負担を伴うものであり、証券取引法の適用のある公開会社はともかく、協同組合の会計に適用するのは、費用対効果のバランスを欠くばかりでなく、協同組合を株式会社と同一視するものであり、協同組合の本質を見誤らせることにつながりかねません。

以上